

北広島市文化賞等表彰規則の一部を改正する規則（案）

北広島市文化賞等表彰規則(平成10年北広島市教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、北広島市の文化の向上発展のため、優秀な文化活動を顕彰し、もって北広島市の文化の普及振興を図ることを目的とする。</p> <p>(表彰の種類及び基準)</p> <p>第2条 北広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、文化活動において功労が顕著である個人又は団体に、次に掲げる賞を贈り、表彰する。</p> <p>(1) 北広島市文化賞(以下「文化賞」という。)</p> <p>(2) 北広島市文化奨励賞(以下「文化奨励賞」という。)</p> <p>(3) 北広島市文化貢献賞(以下「文化貢献賞」という。)</p> <p>2 教育委員会は、文化活動において優秀な成績をおさめた青少年に、次に掲げる賞を贈り、表彰する。</p> <p>(1) 北広島市青少年文化賞(以下「青少年文化賞」という。)</p> <p>(2) 北広島市青少年文化奨励賞(以下「青少年文化奨励賞」という。)</p> <p>(表彰の対象者)</p> <p>第3条 前条第1項及び第2項に規定する表彰の対象者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 文化賞、文化奨励賞及び文化貢献賞</p> <p>ア 個人 市内に居住している者若しくは主たる活動の場を市内に有している年齢満18歳以上の者(次号アに該当する者を除く。)</p> <p>イ 団体 市内に居住している者若しくは主たる活動の場を市内に有している18歳以上の者で組織する団体(次号イに該当する団体を除く。)</p> <p>(2) 青少年文化賞及び青少年文化奨励賞</p> <p>ア 個人 市内に居住し、小学校、中学校、高等学校若しくはこれらに準ずる学校に在学中の者又はこれらに相当する年齢である者</p> <p>イ 団体 市内に居住又は通学し、小学校、中学校、高等学校若しくはこれらに準ずる学校に在学中の者又はこれらに相当する年齢である者で組織する団体</p> <p>(選考及び推薦)</p> <p>第4条 第2条第1項及び第2項に規定する表彰の受賞候補者は、教育機関、文化団体等からの推薦によるもののほか、教育委員会が調査し、作成した資料に基づくものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、北広島市の文化の向上発展のため、優秀な文化活動を顕彰し、もって北広島市の文化の普及振興を図ることを目的とする。</p> <p>(表彰の種類及び基準)</p> <p>第2条 北広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、文化活動において功労が顕著である個人又は団体に、次に掲げる賞を贈り、表彰する。</p> <p>(1) 北広島市文化賞(以下「文化賞」という。)</p> <p>(2) 北広島市文化奨励賞(以下「文化奨励賞」という。)</p> <p>(3) 北広島市文化貢献賞(以下「文化貢献賞」という。)</p> <p>2 教育委員会は、文化活動において優秀な成績をおさめた青少年に、次に掲げる賞を贈り、表彰する。</p> <p>(1) 北広島市青少年文化賞(以下「青少年文化賞」という。)</p> <p>(2) 北広島市青少年文化奨励賞(以下「青少年文化奨励賞」という。)</p> <p>(表彰の対象者)</p> <p>第3条 前条第1項及び第2項に規定する表彰の対象者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 文化賞、文化奨励賞及び文化貢献賞</p> <p>ア 個人 市内に居住している者若しくは主たる活動の場を市内に有している年齢満18歳以上の者(次号アに該当する者を除く。)</p> <p>イ 団体 市内に居住している者若しくは主たる活動の場を市内に有している18歳以上の者で組織する団体(次号イに該当する団体を除く。)</p> <p>(2) 青少年文化賞及び青少年文化奨励賞</p> <p>ア 個人 市内に居住し、小学校、中学校、高等学校若しくはこれらに準ずる学校に在学中の者又はこれらに相当する年齢である者</p> <p>イ 団体 市内に居住又は通学し、小学校、中学校、高等学校若しくはこれらに準ずる学校に在学中の者又はこれらに相当する年齢である者で組織する団体</p> <p>(選考及び推薦)</p> <p>第4条 第2条第1項及び第2項に規定する表彰の受賞候補者は、教育機関、文化団体等からの推薦によるもののほか、教育委員会が調査し、作成した資料に基づくものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の推薦をしようとする者は、毎年教育委員会が指定する日までに、北広島市文化賞等推薦書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(受賞者の決定) 第5条 第2条第1項及び第2項に規定する表彰の受賞者は、北広島市芸術文化振興審議会の諮問を経て、教育委員会が決定する。</p> <p>(授与) 第6条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。 2 前条の規定により受賞者に決定した者が表彰前に死亡した場合は、表彰状等はその遺族に授与するものとする。</p> <p>(表彰の時期) 第7条 表彰は、毎年11月に行うものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、変更することができる。</p> <p>(表彰対象者の制限) 第8条 第2条第1項各号及び同条第2項各号の表彰を受けた者は、再度当該表彰の対象とはしないものとする。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) この規則の規定による表彰を受けた際に在籍していた学校の種別と異なる学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。次の号において同じ。)に在籍する者</u> <u>(2) この規則の規定による表彰を受けた際に学校に在籍していた者であって、現在において学校に在籍しないもの(この号の規定に該当したことにより過去に再度の表彰を受けた者を除く。)</u> <u>(3) この規則の規定による表彰を受けた後において、表彰の対象となる構成員の3分の2以上に変更があった団体</u> <u>(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が特に認める者</u></p> <p>2 第2条第1項第1号の表彰を受けた者は、同項第2号及び第3号の表彰の対象<u>としない。</u></p> <p>3 第2条第2項第1号の表彰を受けた者は、同項第2号の表彰の対象<u>としない。</u></p> <p>(受賞者名簿) 第9条 受賞者の氏名、名称その他必要な事項は、北広島市文化賞等受賞者名簿(別記第2号様式)に登録し、永久に保存するものとする。</p>	<p>2 前項の推薦をしようとする者は、毎年教育委員会が指定する日までに、北広島市文化賞等推薦書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(受賞者の決定) 第5条 第2条第1項及び第2項に規定する表彰の受賞者は、北広島市芸術文化振興審議会の諮問を経て、教育委員会が決定する。</p> <p>(授与) 第6条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。 2 前条の規定により受賞者に決定した者が表彰前に死亡した場合は、表彰状等はその遺族に授与するものとする。</p> <p>(表彰の時期) 第7条 表彰は、毎年11月に行うものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、変更することができる。</p> <p>(表彰対象者の制限) 第8条 第2条第1項各号及び同条第2項各号の表彰を受けた者は、再度当該表彰の対象とはしないものとする。ただし、<u>団体において、表彰の対象となる構成員の3分の2以上に変更があった場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 第2条第1項第1号の表彰を受けた者は、同項第2号及び第3号の表彰の対象<u>とはしないものとする。</u></p> <p>3 第2条第2項第1号の表彰を受けた者は、同項第2号の表彰の対象<u>とはしないものとする。</u></p> <p>(受賞者名簿) 第9条 受賞者の氏名、名称その他必要な事項は、北広島市文化賞等受賞者名簿(別記第2号様式)に登録し、永久に保存するものとする。</p>

改正後		改正前	
<p>(委任)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成10年9月1日から施行する。 (北広島市青少年文化奨励賞規則の廃止)</p> <p>2 北広島市青少年文化奨励賞規則(平成5年北広島市教育委員会規則第2号)は、廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この規則の施行前に北広島市青少年文化奨励賞規則の規定に基づき青少年文化奨励賞を受けた者は、北広島市文化賞等表彰規則の規定による青少年文化奨励賞を受けた者とみなす。</p> <p>附 則(平成13年教委規則第6号) この規則は、平成13年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成15年教委規則第2号) この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成16年教委規則第4号) この規則は、平成16年6月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成17年教委規則第3号) この規則は、平成17年5月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成22年教委規則第17号) この規則は、平成22年6月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成23年教委規則第1号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年教委規則第4号) この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則(令和4年教委規則第〇号)</u> <u>この規則は、令和4年〇月〇日から施行する。</u></p>		<p>(委任)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成10年9月1日から施行する。 (北広島市青少年文化奨励賞規則の廃止)</p> <p>2 北広島市青少年文化奨励賞規則(平成5年北広島市教育委員会規則第2号)は、廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この規則の施行前に北広島市青少年文化奨励賞規則の規定に基づき青少年文化奨励賞を受けた者は、北広島市文化賞等表彰規則の規定による青少年文化奨励賞を受けた者とみなす。</p> <p>附 則(平成13年教委規則第6号) この規則は、平成13年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成15年教委規則第2号) この規則は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成16年教委規則第4号) この規則は、平成16年6月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成17年教委規則第3号) この規則は、平成17年5月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成22年教委規則第17号) この規則は、平成22年6月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成23年教委規則第1号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年教委規則第4号) この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
表彰の種類	基準内容	表彰の種類	基準内容
文化賞	(1) 全国規模のコンクール等で最高賞又は最高賞に次ぐ賞を受けた者 (2) 全道規模のコンクール等で最高賞を受けた者 (3) 全市的な規模で文化の振興に顕著な功績があった者(活動年数 30 年以上の者に限る。)	文化賞	(1) 全国規模のコンクール等で最高賞又は最高賞に次ぐ賞を受けた者 (2) 全道規模のコンクール等で最高賞を受けた者 (3) 全市的な規模で文化の振興に顕著な功績があった者(活動年数 30 年以上の者に限る。)
文化奨励賞	(1) 全国規模のコンクール等で優秀な成績を収め、特に今後の文化活動が期待される者 (2) 全道規模のコンクール等で優秀な成績を収め、特に今後の文化活動が期待される者 (3) 全道規模のコンクール等で連続して	文化奨励賞	(1) 全国規模のコンクール等で優秀な成績を収め、特に今後の文化活動が期待される者 (2) 全道規模のコンクール等で優秀な成績を収め、特に今後の文化活動が期待される者 (3) 全道規模のコンクール等で連続して

改正後		改正前	
	入選又は優秀な成績を収め、特に今後の文化活動が期待される者		入選又は優秀な成績を収め、特に今後の文化活動が期待される者
文化貢献賞	地区以上の規模で文化の振興に貢献した者(活動年数15年以上の者に限る。)	文化貢献賞	地区以上の規模で文化の振興に貢献した者(活動年数15年以上の者に限る。)
青少年文化賞	全国規模のコンクール等で最高賞を受けた者	青少年文化賞	全国規模のコンクール等で最高賞を受けた者
青少年文化奨励賞	(1) 全国規模のコンクール等で最高賞に次ぐ賞を受けた者 (2) 全道規模のコンクール等で最高賞を受けた者	青少年文化奨励賞	(1) 全国規模のコンクール等で最高賞に次ぐ賞を受けた者 (2) 全道規模のコンクール等で最高賞を受けた者
<p>備考 表彰の基準日は、9月1日とし、文化賞((1)及び(2)に限る。)、文化奨励賞((1)及び(2)に限る。)、青少年文化賞及び青少年文化奨励賞の対象となる成績は、基準日前2年間に於いて収めた成績とする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p>		<p>備考 表彰の基準日は、9月1日とし、文化賞((1)及び(2)に限る。)、文化奨励賞((1)及び(2)に限る。)、青少年文化賞及び青少年文化奨励賞の対象となる成績は、基準日前2年間に於いて収めた成績とする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。</p>	